

ながの協働ねっと
2020 年度通常総会
— 議 案 書 —

2020 年 5 月 31 日 (日)

ながの協働ねっと

— 2020 年度通常総会次第 —

1 開 会

2 議長選出

3 審議事項

第 1 号議案 規約改正(修正)について

第 2 号議案 2019 (平成 31) 年度事業報告の承認について

第 3 号議案 2019 (平成 31) 年度決算報告の承認について

第 4 号議案 2019 (平成 31) 年度監査報告の承認について

第 5 号議案 2020 年度事業計画の承認について

第 6 号議案 2020 年度予算の承認について

4 その他

5 閉 会

ながの協働ねっと 設立趣意書

<キャッチフレーズ>

「ながのの未来を創る、皆さんの新しいコミュニティです。」

<ミッション>

市民の自主性が活かされ、NPOが活躍する地域、多様な人々が結び合い、共に生きる未来志向の新しいコミュニティを創る

1 設立までの経過

市民公益活動センター（現・市民協働サポートセンター）設立から10年、「長野市にNPOのネットワークが欲しい!」という声が高まっていました。

設立の背景として、一つは24年4月より発起メンバーのNPO法人が毎月長野市民新聞「市民とNPOのひろば」編集委員会を開催してきたことです。交流が深まり、運営の悩みや地域問題を議論する場ができました。二つ目はセンター主催「NPOカフェまんまる」の交流がきっかけで市民や企業経営者らとの協働事業「忍者をふやそう大作戦」「食育劇団ええ〜っこ」が生まれてきたこと。三つ目は25年7月に開催したセンター10周年記念フォーラム開催を通して協働することの大切さを実感したことです。NPOの中からネットワーク設立を訴える声があがり、25年11月から10回に渡って検討を重ね、設立に至りました。

2 設立趣旨

ながの協働ねっとは「ながのの未来を創る、みんなの新しいコミュニティ」です。NPOがコーディネート役となって、NPO同士はもちろん、市民・企業・行政・起業家ら多様な方々が集います。そして、市民が自主的につながり、未来志向で議論し、共に地域・社会の課題解決に向けた事業を企画実行することで、新しいコミュニティがここ長野に育つことを目指します。

具体的には二本の柱をミッションにしています。一本目は「NPOの自立と成長、ネットワークの拡大」として、定期的な交流会や相互支援プロジェクトを考えています。二本目は「NPOと市民・地縁団体・企業・社会起業家・行政との対話交流の促進と協働の創出」として、テーマを決めた交流会の開催や企業見学、商品・サービスの協働開発、プレゼンの場の設定などをニーズに合わせて企画する予定です。

平成26年7月11日

長野市新田町1485-1

ながの協働ねっと

（長野市市民協働サポートセンター）

【第1号議案】

ながの協働ねっと規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この団体は、ながの協働ねっと（以下〔この会〕）。

(事務所)

第2条 この会は、主たる事務所を長野県長野市に置く。

2 この会は、総会の議決を経て、従たる事務所を必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 この会はながのエリア（長野市及び周辺市町村）において、NPOとNPO、NPOと市民・地縁団体・企業・社会的起業家・行政等との対話、交流を促進し、社会・地域課題の解決に向けた独創的で発展的な協働を創出する。このことを通じて、市民の自主性が活かされNPOが活躍する地域社会を実現し、多様な人々が結び合い共に生きる未来志向の新しいコミュニティを創ることを目的とする。

(事業)

第4条 この会は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事業を行う。

- 一 NPOとNPOの対話・交流、相互支援に関する事業
- 二 NPOのネットワークの拡大に関する事業
- 三 NPOと市民・地縁団体・企業・社会的起業家・行政等（以下「協働先」）の対話・交流に関する事業
- 四 NPOと協働先との協働の創出に関する事業

2 この会は、多様な主体が協働して地域課題の解決に向けて取り組む協働プロジェクトを設置することができる。

3 プロジェクトにおいて地域課題を共有し、課題解決に向けた協働事業等の検討や基礎調査等を実施する。また、検討の結果に基づき、協働事業等を実施する。

4 プロジェクトは、NPO及び協働先で構成し、可能な限り幅広く多様な主体が当事者として参画するよう呼び掛ける。

第2章 会員等

(会員)

第5条 会の会員は、次の2種とする。

- 一 正会員 この会の目的に賛同して入会した団体
- 二 賛助会員 この会の事業を賛助するために入会した団体及び個人

(入会)

第6条 会員の入会については、特に条件を定めない

2 会員として入会しようとするものは、代表が別に定める入会申込書により、代表に申し込むものとし、代表は正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。

(会費)

第7条 会員は、総会において別に定める会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第8条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- 一 退会届の提出をしたとき
- 二 会員である団体が消滅し、又は本人が死亡したとき
- 三 継続して2年以上会費を滞納したとき
- 四 除名されたとき

(退会)

第9条 会員は、代表が別に定める退会届を代表に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第10条 会員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することができる。この場合、その会員に対し、議決前に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 この定款等に違反したとき
- 二 この会の名譽を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

第3章 役員等

(役員の数及び選任)

第11条 この会に次の役員を置く。

- 一 理事 4名以上
 - 二 監事 1名以上
- 2 理事のうち、1人を代表、1人を副代表とする。
 - 3 理事及び監事は、正会員である団体の代表者又は代表者があらかじめ指名した者の中から、総会において選任する。
 - 4 代表及び副代表は、理事の互選とする。
 - 5 監事は、理事を兼ねることはできない。

(役員職務)

第12条 代表は、会務を総理し、この会を代表する。

2 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき又は代表が欠けたときは、その職務を代行する。

3 理事は、理事会を構成し、この規約の定め及び理事会の議決に基づき、会務を執行する。

4 監事は、次の各号に掲げる業務を行う。

- 一 会の業務執務及び会計の状況を監査すること。
- 二 前号において不正な事実を発見したときは、これを総会に報告すること。
- 三 前号の報告をするために必要があるときは、総会を招集すること。

(役員の任期)

第13条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 前項の規定にかかわらず、この会が設立された当初の役員の任期については、設立総会の日から翌年3月31日までとする。

3 第一号の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が集結するまでその任期を伸長する。

4 補欠又は増員による任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

5 役員は、辞任または任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(任期満了又は辞任の場合)

第14条 役員は、その任期が満了し、又は辞任により退任しても、後任の役員が就任するまでの間は、なおその職務を行うものとする。

(役員の解任)

第15条 この会は、役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決を経て、その役員を解任することができる。この場合、その役員に対し、議決の前に弁明する機会を与えるものとする。

- 一 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。
- 二 職務上の義務違反その他役員たるにふさわしくない行為があったとき。

第4章 総会

(総会の種別等)

第16条 この会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 総会は、正会員をもって構成する。

3 総会の議長は、総会において出席した正会員の中から選出する。

4 通常総会は、代表が招集するものとする。

5 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- 一 会員現在数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示した書面により請求があったとき。
- 二 第12条第4項第三号の規程により監事が招集したとき。
- 三 その他代表が必要と認められたとき。

(総会の招集)

第17条 前条第5項第一号の規程により請求があったときは、代表は、その請求のあった日から30日以内に総会を招集しなければならない。

2 総会の招集は、少なくともその開催の5日前までに、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって会員に通知しなければならない。

(総会の議決方法等)

第18条 総会は、会員現在数の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 会員は、総会において、各1個の議決権を有する。

3 総会においては、前条第2項によりあらかじめ通知された事項についてのみ議決することができる。ただし、緊急を要する事項については、この限りでない。

4 総会の議事は、第20条に規定するものを除き、出席者の議決権の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 議長は、会員として総会の議決に加わることができない。

(総会の権能)

第19条 総会は、この規約において別に定めるもののほか、次の各号に掲げる事項を議決する。

- 一 事業報告及び活動決算に関すること。
- 二 諸規程の制定及び改廃に関すること。
- 三 その他、会の運営に関する重要な事項

(特別議決事項)

第20条 次の各号に掲げる事項は、総会において、出席者の議決権の3分の2以上の多数による議決を必要とする。

- 一 規約の変更
- 二 会の解散
- 三 会員の除名
- 四 役員解任

(書面又は代理人による表決)

第21条 やむを得ない理由により総会に出席できない会員は、あらかじめ通知された事項につき、書面又は電子メール若しくは代理人をもって議決権を行使することができる。

2 前項の書面又は電子メールは、総会の開催の日の前日までに会に到着しないときは、無効とする。

3 第1項の代理人は、代理権を証する書面を会に提出しなければならない。

4 第18条第1項及び第4項並びに第20条の規定の適用については、第1項の規定により議決権を行使した者は、総会に出席したものとみなす。

(議事録)

第22条 総会の議事については、議事録を作成しなければならない。

2 議事録は、少なくとも次の各号に掲げる事項を記載する。

一 開催日時及び場所

二 会員現在数、当該総会に出席した会員数、前条第4項により当該総会に出席したとみなされた者の数

三 議案

四 議事の経過の概要及びその結果

五 議事録署名人の選任に関する事項

3 議事録は、議長及び当該総会に出席した会員のうちからその総会において選任された議事録署名人2名以上が記名押印しなければならない。

4 議事録は、第2条の事務所に備え付けておかなければならない。

第5章 理事会

(構成等)

第23条 理事会は、理事をもって構成する。

2 理事会の議長は、代表がこれに当たる。

3 理事会は、代表が招集する。

4 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

一 代表が必要と認めたとき。

二 理事総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第24条 代表は、前条第4項第2号の規定による請求があったときは、その日から15日以内に理事会を招集しなければならない。

2 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(理事会の議決方法等)

第25条 理事は、総会において、各1個の議決権を有する。

2 理事会における議決事項は、前条第2項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

3 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(権能)

第26条 理事会は、この規約で定めるもののほか、次の事項を議決する。

一 総会に付議すべき事項

二 総会の議決した事項の執行に関する事項

三 その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

第6章 事務局等

(事務局)

第27条 総会及び理事会の決定に基づきこの会の業務を執行するため、事務局を置く。
2 事務局は代表が任命したものをもって組織する。

(書類及び帳簿)

第28条 この会は、第2条第1項の事務所に次の各号に掲げる書類及び帳簿を備え付けておかなければならない。

- 一 規約等
- 二 役員等の氏名及び住所を記載した書面
- 三 収益及び費用に関する証拠書類及び帳簿
- 四 その他前条に掲げる規程に基づく書類及び帳簿

(事業年度)

第29条 この会の事業年度は、3月1日に始まり、翌年2月28日に終わる。ただし、会が設立された当初の事業年度については、設立総会の日から翌年3月31日までとする。

第7章 会計

(経費収益)

第30条 この会の経費収益は、次の各号に掲げるものとする。

- 一 会費
- 二 寄付金品
- 三 財産、事業からの収益
- 四 その他の収益

(監査等)

第31条 代表は、事業年度終了後、次の各号に掲げる書類を作成し、総会の開催の日の前日までに監事に提出して、その監査を受けなければならない。

- 一 事業報告書
 - 二 活動決算書
 - 三 財産目録
 - 四 その他、前一から三号に付帯する領収書等の証拠書類
- 2 監事は、前項各号の書類を受領した時は、これを監査し、監査報告書を作成して代表に報告しなければならない。
- 3 代表は、第1項各号の書類及び監事が作成した監査報告書について、総会に提出し、承認を得た後、これを第2条第1項の事務所に備え付けなければならない。

コメントの追加 [m1]: 収益の間違い。修正

第8章 解散

(会が解散した場合の地位承継)

第32条 この会を解散した場合には、解散の総会において決定した者にその地位を承継する。

(会が解散した場合の残余財産の処分)

第33条 この会を解散した場合において、その債務を弁済して、なお残余財産がある場合には、解散の総会において決定した者に帰属する同様の活動をする団体に寄付する。

コメントの追加 [m2]: 非営利の組織として、同様の活動をする団体に寄付するとした方が公益性が担保できる

第9章 雑則

(細則)

第34条 この規約に定めるもののほか、この会の事務の運営上必要な事項は、代表が別に定める。

附則

- 1 この規約は、平成26年7月11日から改正し施行する。
- 2 この規約は、平成30年7月12日から改正し施行する。
- 3 この規約は、2019年7月11日から改正し施行する。
- 4 会の設立当初の会費は第7条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

コメントの追加 [m3]: 改正したことがわかるように加筆

(1) 正会員			3000円
(2) 賛助会員	団体	1口	1000円
	個人	1口	1000円

【第2号議案】

2019年度 ながの協働ねっと事業報告書

《各事業》

1 NPOの対話・交流、相互支援に関する事業

(1) 「NPOの語り場」などの開催

- ・「TALK&TALK 交流会」

10月協働の講座に併せて開催予定だったが、台風災害のため開催できず

- ・「会員ミーティング」の開催

10月1日 市出前講座を活用し、公民館の交流センター化について学び、意見交換 15名参加

1月18日 災害支援活動の振り返りと今後について意見交換 13名参加

ここで、新たなプロジェクトが立ち上がった。「復興味噌プロジェクト(仮称)」

(2) 相互支援のきっかけづくり

- ・市民とNPOのひろば編集委員会を活用

(3) オンラインコミュニティの運営

- ・メーリングリスト(新規に作成)やfacebook等を活用しての情報交換

メーリングリストは作成したが、事務局が活用しているメールワイズの機能が便利のため、ほとんど活用せず。Facebookのグループページは会員団体の活用があった

2 NPOのネットワークの拡大に関する事業

(1) 会員の拡大、協働プロジェクト等の検討・実施

- ・長野市ながのまちづくり活動補助金の交付団体に対する勧誘活動⇒加入無し(さんぼんやなぎプロジェクトなど)

- ・千曲市のまちづくり団体に対する勧誘活動⇒未実施

- ・多様な分野の活動団体、長期に活動しているNPO法人に対する勧誘活動

⇒地域まるごとキャンパスを活用しての勧誘を実施した結果、2020年度より新たに4団体加入予定

- ・市民協働サポートセンターをはじめとする他の公式ページとの連携、公式ホームページ・facebookページ「ながの協働ねっと」を立ち上げ、外部に向けての発信も強化する⇒2020年度実施予定

(2) 協働プロジェクト等の検討・実施

- ・会員だけでなく、会員外団体からの提案による協働プロジェクトも検討する。それにより会員拡大を図る⇒特になし

3 NPOと協働先(市民・地縁団体・企業・社会的起業家・行政等)の対話・交流に関する事業

(1) 協働先との交流会等の開催

- ・新年会は未実施。各プロジェクトの中で実施

(2) NPOと企業、行政、地縁団体、市民の交流

① 企業との交流

「エイリアンミーツ」の開催

年間を通じて「SDGs」をテーマにしたの勉強会開催⇒未実施

② 行政との交流

会員ミーティングにて、市家庭地域学びの課と意見交換

(3) 協働に関する研修

10月24日(木)IIHOE 川北秀人さんの協働研修会を市民協働サポートセンターが主催、県社協・NPOセンターが共催、同日助成金に関する勉強会をこどもの城いきいきプロジェクトとNPOセンターが共催にて開催。

協働ねっとも共催団体となり、会員が学びあう1日とした。会員6団体14名参加

4 NPOと協働先との協働の創出に関する事業

4つの協働プロジェクトの設置及び3つのプロジェクトについて運営を行った。会員団体のメンバーがリーダーシップを発揮し、協働先とのコーディネートを行った。市民協働サポートセンターが事務局を担当し、プロジェクトの事業運営・組織化・資金調達面でのサポートをした。

<協働プロジェクト別>

(1) 市民とNPOのひろば編集委員会

① 毎月第1火曜日長野市民新聞に、市民協働サポートセンターから情報提供を受け、NPOのイベント情報を掲載した

(イベント情報約200 取材記事31)

② 正月号では、10月に起きた令和元年東日本台風の支援活動にスポットを当てた特集を2ページにわたって掲載

③ 計11回の編集委員会を開催

(2) 食育劇団ええ〜っこ

特になし

(3) ながの忍者をふやそう大作戦

① 1年間活動休止したが、今年度からは協働ねっとのファンドレイジングプロジェクトとして、活動の趣旨・内容から議論を進める。プロジェクト名は継承する。

② ボランティア・寄付活動

忍者として、未来のために先頭に立ってボランティアや寄付活動を行う

ア 忍者グッズ販売

Tシャツなどの寄付つき商品の販売

<売り上げ 1,500円>

※在庫はほとんどなし

イ ハート手裏剣寄付の募集及び寄付

忍者グッズ及びイベント出店の収益金を原資として、長野地域でこどもを対象に活動する団体に対して公募による寄付を行う

<今年度の寄付実績/総額 101,000円>

- ・まんぷく食堂 17,000 円
- ・どんな子にも外食を 17,000 円
- ・ぼけっとひろば 17,000 円(個人会員として入会)
- ・地域まるごとキャンパス 50,000 円

※ 今後のあり方について検討し、寄付付きTシャツリニューアル検討

(4) 地域まるごとキャンパス

NPOの活動フィールドと学生をつなぐ、学生の学び・体験・参加を支えるプロジェクト

ア NPO活動フィールド募集(40 フィールド)

第1期/3月15日～3月31日

第2期/4月21日～5月31日

第3期/8月中旬締め切り

実績: 207人参加(実参加者)

イ 学生(活動者)募集

4月21日(水)～2020年2月29日

ウ 学生(活動者)活動期間

4月27日～2020年3月31日

エ 信州高大生応援フェスユースリーチ・地域まるごとキャンパス報告会開催

2月9日(日) 清泉女学院大学東口キャンパス 121名参加

詳細は報告書・フェスチラシ参照

(5) キセキのみそ復活プロジェクト

実行委員会立ち上げのための情報交換や話し合い。立ち上げは2020年度。

【第3号議案】

2019(平成31)年度 決算書<総括用>

2019(平成31)年4月1日から2020年2月29日まで

ながの協働ねっと

(単位：円)

区分	一般会計	特別会計 ながの忍者を ふやそう大作戦	特別会計 地域まるごと キャンパス	計
前期繰越正味財産額	250,510	196,929	0	447,439
経常収益	188,026	2,500	416,119	606,645
経常費用	114,708	101,000	409,067	624,775
当期正味財産増減額	73,318	▲ 98,500	7,052	▲ 18,130
次期繰越正味財産額	323,828	98,429	7,052	429,309

2019(平成31)年度 ながの協働ねっと 一般会計 決算書

2019(平成31)年4月1日から2020年2月29日まで

ながの協働ねっと

(単位:円)

科 目	決算額	備 考
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	93,000	31団体
個人会員受取会費	3,000	3人
2 受取寄付		
3 事業収益		
4 雑収入		
長野県NPOセンターから借り入れ	92,024	
口座利息		2 本会計とまるごとキャンパス口座
経常収益合計	188,026	
II 経常費用		
1 事業費		
(1) その他経費		
プロジェクト事業繰出金		
理事会参加交通費	9,664	(@500×7回=3,500円) 三田 (@400×7回=2,800円) 飯島 (@232×7回=1,624円) 亀垣 (@348×5回=1,740円) 藤牧
その他経費合計	9,664	
事業費合計	9,664	
2 管理費		
(1) その他経費		
諸会費	2,000	地域づくりネットワーク
通信費	1,241	郵便代
印刷費	9,779	まんまる印刷機使用 インクカートリッジ代
その他経費合計	13,020	
管理費合計	13,020	
3 雑支出		
長野県NPOセンターからの借入金返済	92,024	
経常費用合計	114,708	
当期経常増減額	73,318	
前期繰越額合計	250,510	
次年度繰越合計	323,828	

2019(平成31)年度 特別会計ながの忍者をふやそう大作戦 決算書

2019(平成31)年4月1日から2020年2月29日まで

ながの協働ねっと

(単位:円)

科 目	決算額	備 考
I 経常収益		
1 受取寄付金	1,000	山室秀俊
受取協賛金		
受取寄付金		
2 受取助成金等		
受取助成金		
3 事業収益		
(1) 多世代交流活動		
受取参加費		
(2) ボランティア・寄付活動		
忍者グッズ売り上げ	1,500	忍者Tシャツ売上@1,500×1 1,500円
4 雑収入		
一般会計繰入金		
経常収益合計	2,500	
II 経常費用		
1 事業費		
(1) その他経費		
印刷製本費		
消耗品費		
支払寄付金	101,000	ハート手裏剣寄付 51,000 まんぷく食堂 17,000 どんな子にも外食を 17,000 ぽけっとひろば 17,000 地域まるごとキャンパスへ寄付金 50,000
その他経費合計	101,000	
事業費合計	101,000	
経常費用合計	101,000	
当期経常増減額	△ 98,500	
前期繰越正味財産額	196,929	
次期繰越正味財産額	98,429	

2019(平成31)年度 特別会計：地域まるごとキャンパス 決算書

2019(平成31)年4月1日から2020年2月29日まで

ながの協働ねっと


(単位：円)

科 目	決算額	備 考
I 経常収益		
1 受取寄付金	169,119	協賛金 116,000 ドラえもん寄付金 1,110 募金箱より 2,009 ながの忍者をふやそう大作戦より 50,000
2 受取助成金等 受取助成金	247,000	赤い羽根共同募金
3 雑収入		
経常収益合計	416,119	
II 経常費用		
1 事業費		
諸謝金	198,000	プログラム開発 156,000円 検討委員会 @2,000×21 42,000円
管理費	10,800	ポータルサイト管理費
印刷製本費	199,050	まるごとキャンパスチラシ制作 146,030円 インクカートリッジほか 23,020円 報告書印刷費 30,000円
支払手数料	324	振込手数料
消耗品費	21	封筒代
雑費	872	ボランティア保険返金
事業費合計	409,067	
2 その他		
その他合計	0	
事業費合計	409,067	
その他合計	0	
経常費用合計	409,067	
当期経常増減額	7,052	
前期繰越正味財産額	0	
次期繰越正味財産額	7,052	

【第4号議案】

監査報告書

2020年5月13日

ながの協働ねっと 監事 青沼 えみ子 

2019（平成31）年4月1日から2020年2月29日までの会計年度における会計及び財産の監査を行い、次の通り報告致します。

決算書並びに財産について帳簿類と証拠書類を照合し詳細に監査したところ、いずれも適正であることを認める。

以上

【第5号議案】

2020年度 ながの協働ねっと事業計画

《各事業》

1 NPOの対話・交流、相互支援に関する事業

- (1) 「TALK&TALK」「会員ミーティング」の開催
 - ・研修等に合わせて2回程度開催予定
- (2) 相互支援のきっかけづくり
 - ・市民とNPOのひろば編集委員会・研修等を活用して実施
- (3) オンラインコミュニティの運営
 - ・facebook等を活用しての情報交換

2 NPOのネットワークの拡大に関する事業

- (1) 会員の拡大・広報の強化
 - ・長野市ながのまちづくり活動補助金の交付団体に対する勧誘活動
 - ・千曲市のまちづくり団体に対する勧誘活動
 - ・多様な分野の活動団体、長期に活動しているNPO法人に対する勧誘活動
 - ・市民協働サポートセンターをはじめとする他の公式ページとの連携、公式ホームページ・facebookページ「ながの協働ねっと」(各プロジェクトページを含む)を立ち上げ、外部に向けての発信も強化する(本会計とまるごとキャンパスで予算化)
- (2) 協働プロジェクト等の検討・実施
 - ・会員だけでなく、会員外団体からの提案による協働プロジェクトも検討する。それにより会員拡大を図る

3 NPOと協働先(市民・地縁団体・企業・社会的起業家・行政等)の対話・交流に関する事業

- (1) 会員同士の交流会等の開催
- (2) NPOと企業、行政、地縁団体、市民の交流
 - NPO、企業家、行政職員等の幅広い参加者を想定。会員拡大につなげる
 - ① 企業との交流
 - ・各プロジェクトの活動を通して実施
 - ・会員企業と企画
 - ② 行政との交流
 - ・主に「会員ミーティング」で、市の出前講座を活用した勉強会を開催し、対話の場へと広げる取り組みとする。
 - ③ 地縁団体との交流
 - ・市民協働サポートセンター事業「地域まんまる」への参加
- (3) 研修
 - 1月開催予定のコミュニティマネジメントの講座(市民協働サポートセンター主催)の共催団体となり、会員が学びあう1日とする。

4 NPOと協働先との協働の創出に関する事業

(1) 市民とNPOのひろば編集委員会

- ① 市民協働サポートセンターと連携してイベント情報の収集を行い、取材編集を行う <編集委員会を毎月1回開催>
- ② ナガクルと連動した情報発信を行う
- ③ 編集委員の強化(新たに募集)

(2) 食育劇団ええ〜っこ

創作劇、民族芸能等を通じての食育の推進に関する活動

(3) ながの忍者をふやそう大作戦

- 1年間活動休止したが、今年度からは協働ねっとのファンドレイジングプロジェクトとして、活動の趣旨・内容から議論を進める。プロジェクト名は継承する。
- ・忍者Tシャツを企画し、販売。収益を協働ねっとの活動財源とする
 - ・ハート手裏剣寄付の公募については、今年度は忍者Tシャツ企画に注力するため休止。ただし、2020年3月時点での残額については、来年度以降子育て支援のための寄付。

(4) (N) 夏休み宿題 (P) パツと (O) 終わらせよう! (新規)

小学生の自由研究の題材として、NPOの活動現場をコーディネートする企画。市民協働サポートセンター主催・ながの協働ねっと共催。会員団体限定での企画。今年度はトライアルで小規模に展開予定

(5) 地域まるごとキャンパス

NPOの活動フィールドと学生をつなぐ、学生の学び・体験・参加を支えるプロジェクト

ア NPO活動フィールド募集(目標40フィールド)

第1期/〜4月5日

第2期/5月下旬〜6月上旬

第3期/未定(状況によっては募集しない)

イ 団体説明会 事業の趣旨を理解してもらったうえで参加してもらうため

ウ 学生(活動者)募集

活動フィールドによって違う(遅くても2021年1月末日)

ウ 学生(活動者)活動期間

4月27日〜2021年2月28日

エ 長野若者大集合!(仮称)ユースリーチ・地域まるごとキャンパス報告会

2月上旬開催(日程未定)

※ 詳細は別紙

(6) キセキのみそ復活プロジェクト(新規)

2020年1月の会員ミーティングで生まれた企画。東日本台風で被災した長沼地区津野にある小川醸造所の奇跡的に被災を免れたみそを復興のシンボル・長野の食文化のシンボルとして復活させ。長く根付く発酵食品文化を広めるプロジェクト
味噌づくり 6月豆まき・草取り・11月収穫
醸造所復興のための資金調達

実行委員会形式(会員団体では、食育体験教室コラボが参画)。ながの協働ねっとは協力団体。

※詳細別紙

【第6号議案】

2020年度 予算書<総括用>

2020年3月1日から2021年2月28日まで

ながの協働ねっと

(単位：円)

区分	一般会計	特別会計① ながの忍者をふ やそう 大作戦	特別会計② 地域まるごと キャンパス	計
前期繰越正味財産額	323,828	98,429	7,052	429,309
経常収益	125,000	70,000	805,000	1,000,000
経常費用	217,000	125,000	680,500	1,022,500
当期正味財産増減額	△ 92,000	△ 55,000	124,500	△ 22,500
次期繰越正味財産額	231,828	43,429	131,552	406,809

2020年度 一般会計 予算書

2020年3月 1 日から2021年2月28日まで

ながの協働ねっと

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
I 経常収益		
1 受取会費		
正会員受取会費	120,000	3,000円×40団体(4月8日現在35)
個人賛助会員受取会費	5,000	1,000円×5名(現在3)
2 受取寄付金		
受取寄付金		
3 受取助成金等		
受取助成金		
4 事業収益		
受取参加費		
5 雑収入		
雑収益		
経常収益合計	125,000	
II 経常費用		
1 事業費		
(1) その他経費		
諸謝金	40,000	会員研修 SDGs勉強会20,000円×2回
	100,000	ホームページ作成委託(立岡さん)
旅費交通費	20,000	理事会参加旅費(三田・飯島・亀垣・藤牧)
プロジェクト事業等繰出金	15,000	地域まるごとキャンパス
	15,000	復興味噌プロジェクト
	15,000	忍者を増やそう大作戦
その他経費合計	205,000	
事業費合計	205,000	
2 管理費		
(1) その他経費		
印刷製本費	5,000	事務局印刷機使用料
旅費交通費		
諸会費	2,000	やまびこネットワーク会費
支払手数料		
雑費	5,000	郵便代など
その他経費合計	12,000	
管理費合計	12,000	
経常費用合計	217,000	
当期経常増減額	△ 92,000	

2020年度 特別会計①：ながの忍者をふやそう大作戦 予算書

2020年3月1日から2021年2月28日まで

ながの協働ねっと

(単位：円)

科 目	予算額	備 考
I 経常収益		
1 受取寄付金		
受取協賛金		
受取寄付金		
2 受取助成金等		
受取助成金		
3 事業収益		
(1) 多世代交流活動		
受取参加費	15,000	外部イベント等への出店時売り上げ
(2) ボランティア・寄付活動		
忍者グッズ売り上げ	40,000	忍者Tシャツ1,500円×20枚 忍者グッズ1,000円×10個
4 雑収入		
一般会計からの繰入金	15,000	
経常収益合計	70,000	
II 経常費用		
1 事業費		
(1) その他経費		
忍者Tシャツ等仕入原価	120,000	Tシャツ1,000×100枚/グッズ500円×40個
印刷製本費	5,000	忍者Tシャツ・グッズチラシ
消耗品費		
支払寄付金	0	※ハート手裏剣寄付は今年度お休み
その他経費合計	125,000	
事業費合計	125,000	
経常費用合計	125,000	
当期経常増減額	△ 55,000	

2020年度 特別会計②：地域まるごとキャンパス実行委員会 予算書

2020年3月1日から2021年2月28日まで

ながの協働ねっと
(単位：円)

科 目	予算額	備 考
I 収益		
1 受取寄付金		
受取協賛金		
受取寄付金		
2 受取助成金等		
受取配分金	435,000	共同募金配分事業
受け取り諸謝金	200,000	信州環境カレッジより (20,000円×10講座)
3 受け取り参加費	155,000	500円(登録手数料)×200人+350円(保険)×100人 受け入れ団体登録手数料2,000円×10団体
4 雑収入		
一般会計繰入金	15,000	プロジェクト割当金
経常収益合計	805,000	
II 費用		
1 事業費		
謝礼費	200,000	出前授業謝金 (1回5000円×3人×10校+説明会等参加) プログラム検討委員会参加謝礼 @2,000×3回×7名+α
デザイン費	370,000	ポータルサイトデザイン費100,000円(立岡さん) 報告書デザイン費(印刷費込み)120,000円(SDC) プログラム集デザイン費150,000円(タカギデザイン)
印刷・製本費	56,000	プログラム集印刷費 円(6000部)×3回 会議等資料印刷費 20,000円
雑費	54,500	通信費・振込手数料等4,000円 ポータルサイト管理費 10,800円 参加者ボランティア保険350円×100人
事業費合計	680,500	
当期経常増減額	124,500	

台風 19 号被害による【キセキのみそ復興プロジェクト】について

企 画 書

1. プロジェクトの主旨・目的

昨年 10 月におきた台風 19 号に寄る被害は、長野市内外に大きな被害をもたらしました。とかく堤防決壊の直撃を受けた長沼地区は壊滅的な被害で今もなお復興作業に追われています。決壊堤防の間近で昔ながらの製法にこだわり製造を続けていた老舗味噌蔵【小川醸造】さんもその中のひとつです。今回のプロジェクトは、この小川醸造さんの味噌作りを復興させるための寄付活動を目的に設立したものです。

2. 活動概要

(1) プロジェクト運営資金の調達→寄付付き商品【復興味噌】の販売→2020.4 スタート

- ・長野県味噌工業組合製の味噌 500 g を寄付金を含めた金額で販売
- ・アルクマシールとストーリーを加えてイベント等で販売
- ・協力してくれる場所と団体に販売してもらう

(2) 味噌製造の要【大豆】栽培のボランティア活動

- ・小川醸造さんの味噌作りにつかう大豆栽培ボランティア→2020.6 スタート
- ・播種・草刈・収穫・豆選別（4 回程度）

(3) 味噌蔵再建のための広報→SNS の活用

- ・小川醸造フェイスブックページの作成と活用
- ・信州発！一杯の味噌汁プロジェクトページと連動
- ・現状を発信・ブログ・QRコード等

(4) クラウドファンディングの企画運営協力

- ・寄付活動用のクラウドファンディングの企画と運営作業→2020.6 スタート

(5) 味噌汁バー（集いの場）の企画と運営協力

- ・大豆栽培ボランティア作業時に参加者と集う場を提供

(6) 被災地での発酵ステーションの設置と関連事業の企画運営

- ・小川醸造再建場での、発酵ステーション作り→2020.9 スタート
- ・発酵食にまつわる料理やワークショップの提供

(7) 信州味噌文化・仕込み味噌文化の広報と学びの機会の提供→場作りが定着してから。

- ・信州味噌の紹介（学びとワークショップ）
- ・味噌仕込みの場の提供（ワークショップ）
- ・仕込み味噌文化の紹介（学び）

(8) 信州発！一杯の味噌汁プロジェクトとの協働 → 準備出来次第スタート

- ・既存のFBページに連動させて、広報・宣伝・告知

3.プロジェクトのメンバー構成と役割

- ・飯島美香（NPO 法人食育体験教室コラボ 理事長）
- ・河野ます美（フリーライター・コラボ副理事長）
- ・吉田百助（伝える食と農リンクネット信州・ソーシャルライター）
- ・亀垣嘉明（農家・コラボ理事）
- ・増田朱美（野菜ソムリエ・ソーシャルライター）
- ・上畑 裕（長野県味噌工業組合連合会専務理事）
- ・蟻川幸彦（長野県工業技術総合センター・食品技術部門・部門長）
- ・小川泰祐（有限会社小川醸造社長）

◎上記構成者のそれぞれの役割・分担については、今後の打ち合わせによるものとする

◎構成員については、今後関係各社・並びに団体に呼びかけるものとし、随時追加する。

=これまでの経過=

- ・2019-10 台風19号による被害の把握
- ・2020-01-08 ながの協働ねっとにて災害支援について話し合い
- ・2020-01-28 県（島津さん）を交えて今後の予定と意見交換
- ・2020-02-06 長野県工業技術センターにて上畑氏・蟻川氏と意見交換
- ・2020-02-19 小川醸造さん訪問・現在状況の把握と予定や意向の確認
- ・2020-03-02 県（宮下さん）・上畑氏・蟻川氏・山室氏・飯島で意見交換
- ・2020-03-05 クラウド・SNS・HPなどITについての意見交換
→ 山室・飯島・河野・寺澤が参加
- ・2020.03-13 現在にいたる
- ・2020.04.03 小川醸造さんへ取材開始
- ・2020.04.10 第二回プロジェクト会議

夏休み自由課題×NPO

「N(夏休みの自由課題)P(パパっと)O(終わらせよう)」トライアル企画案

長野市市民協働サポートセンター 戸井田

- 背景 小学生にはほぼ課せられる夏休みの自由課題。何をやるか頭を悩ませる親子も多く、アイデアにも限界がある。また、親が協力できない場合子どもだけでは難しい。NPO団体はそれぞれ得意分野があり、様々なツールや知識を持っているので、子ども達の夏休みの自由研究にも提供できるプログラムがあるのではないか。
- 目的 子どもたちに、人や知識の新しい出会いを提供したい。また、こうした提案を通じて団体の周知や関心にもつなげたい。
- 日時 2020年7月末～8月お盆前
- 場所 もんぜんぷら座や他団体が指定する場所
- 対象 小学生親子(子どもだけでもOK※高学年に限る)
- 候補団体 協働ねっと会員
例：食育体験教室・コラボ(食育)
みどりの市民(環境)
こどもの城いきいきプロジェクト(子ども)
飯綱高原よっこらしょ(自然体験)
ヒューマンネットながの(障がい)
夢空間松代のまちと心を育てる会(歴史)
電気クラブ・アオイシグロ(工作)
水島紙店(紙問屋の倉庫見学・ワークショップ)
寄付の教室(阿部・戸井田)
環境団体×ソフトバンク環境問題プログラム(りさ育る)
- 今後の流れ ①総会にて企画提案→興味提案のあった団体のとりまとめ(6月中旬)
②学校にかけあいたい。ボラセンの福祉教育のつどいで広報(未定)
③7月頭チラシ納品・学校配布開始

今回は、トライアル企画としてこの企画を提案します。小規模でも、先につながる取組みを積極的にやってみたいと思っています。協働ねっとのみなさん、一緒にこの企画を考えてくれませんか？具体的に提案したい、一緒に企画を進めたいという方を大募集しています。ぜひご協力をお願いします。